

※ 赤字の部分と背景が黄色の部分が修正や見直しを行っている箇所です。

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」の改定原案概要

(案)

参考2

第1章 計画の改定の概要

【計画策定の趣旨】

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」の改定年を迎えることに伴い、これまでの取組の検証を行うとともに、法令等の整備や新たな人権課題、市民意識調査の結果等を踏まえ、必要な見直しを行い改定するものです。

【計画の位置付け】

- ◎「守山市人権尊重のまちづくり条例」が目指す人権尊重のまちづくりの理念を具現化していくことを目的とする計画
- ◎国および県が策定した関連計画、**守山市長期ビジョン2035**をはじめ、本市が策定している他の計画等と整合性を図った計画
- ◎「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画

【計画の期間】

令和3年度から令和12年度までの10年間（令和7年度に改定）

市民意識調査から見える課題

1 人権意識の広がり与人権問題解決に向けた主体的な行動力の育成

「人権問題はすべての市民の問題である」という差別を許さないとの回答が増加一方で、差別解消に自発的に取り組もうとする割合は依然として低い。

2 LGBTQに対する理解の促進・啓発

LGBTQに対する理解については、人権課題としての関心度は3割にとどまる。

3 人権研修会への参加促進

研修に参加したことがある人の割合が減少している。

4 部落差別解消推進法の理解増進および事前登録型本人通知制度への登録促進

部落差別解消推進法については、法の主旨・内容まで理解されていない。
事前登録型本人通知制度については、依然として認知度が低い。

第4章 分野別施策の推進

【分野別施策（人権に関する分野ごとの施策）】

1 同和問題

- 学校・園における人権・同和教育の充実
- 地域における人権・同和教育の推進
- 企業・事業所における人権意識の向上
- 市民に対する啓発活動の充実
- えせ同和行為の排除
- 「事前登録型本人通知制度」の周知・啓発
⇒**オンライン申請開始**

2 女性の人権

- 女性に対するあらゆる暴力防止の推進
- 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 固定的な性別役割分担意識の解消
⇒ **困難女性支援法の施行（R6.4）**

3 子どもの人権

- 幼児・児童等に対する虐待防止の推進
- いじめ防止の推進
- 不登校・学校不適応の児童・生徒に対する支援の充実
- 子どもの貧困対策の推進
- 子どもの権利の普及・啓発の推進
⇒ **こども基本法の施行（R5.4）**
- 子育て支援の推進・充実
- 子どもの意見が尊重される社会環境づくりの推進

市民の主体的な行動力を高める施策の展開

4 障害者の人権

- 障害者に対する虐待防止の推進
- 権利擁護の充実
- 障害を理由とする差別の解消
- ユニバーサルデザインの促進
- 地域における生活支援
- ノーマライゼーションの理念等の普及

5 高齢者の人権

- 高齢者に対する虐待等の防止の推進
- 認知症の人等への支援
- 単身高齢者等への支援
- ユニバーサルデザインの促進
- 福祉・介護サービスの充実
- 社会参画の促進

6 外国人の人権

- 外国人に対する差別の解消
- 外国語による情報提供、日本語指導の推進
- 外国人に対する就労支援
- 多文化共生社会・国際理解の推進
- 外国人児童・生徒への教育
- 国際理解教育の推進

10 その他の人権

- 災害発生時の人権問題
- ホームレスの人権
- 犯罪被害者とその家族の人権
- 刑を終えて出所した人とその家族の人権
- 北朝鮮拉致被害者の人権
- アイヌの人々の人権
- **ゲノム情報（遺伝情報）**

7 患者の人権

- 患者等に対する差別の解消
- 感染症に関する正しい知識の普及・啓発

8 性的指向・性自認等

- 啓発活動の推進
- 子どもに対する教育の充実
⇒ **性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律の施行（R5.6）**
⇒ **滋賀県パートナーシップ宣誓制度開始（R6.9）**

9 インターネットによる人権侵害

- 関係機関との連携による対応
- 啓発・広報の推進
- 子どもに対する教育の充実
- 職員・教職員等の研修の充実
⇒ **特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の施行（R7.4）**

今後の検討の方向性について

1 見直しの視点

（1）市民の主体的な行動力の育成

各種人権課題に対する認識が深まっており、次のステップとして、問題解決に向けて主体的に行動できる力を育成する施策が必要である。

（2）人権教育・人権啓発の推進

各種人権課題を知ったきっかけとして、学校の割合が低下し、インターネット・SNSが増加していることから、誤った情報に惑わされず、正しく人権問題をとらえられるよう、引き続き、人権研修会を積極的に開催し、市民学習や啓発の充実を図る。

（3）同和問題の解決に向けた啓発促進

部落差別解消推進法のさらなる理解増進を図るため、学習方法を工夫するとともに、法の主旨・内容の理解深化を図る。
事前登録型本人通知制度についての認知度を高め、制度登録に向けた啓発や研修を行う。

（4）性的マイノリティの理解促進

LGBT理解増進法の主旨をふまえ、性の多様性の理解増進に対する取組として、研修・啓発の促進を図る。

2 その他上位計画等との整合

■計画推進の目標値

指 標	現状値	目標値	目標値	データの出典
	R1年度	R7年度	R12年度	
○差別を許さない意識	78.3%	85.0%	90.0%	市民意識調査
○人権研修会に参加したことがある人の割合	43.7%	50.0%	55.0%	
○同和問題解決に向け能動的に取組む意識	24.3%	30.0%	35.0%	
○人権侵害を受けた時にどこかに相談した人の割合	34.3%	40.0%	45.0%	

■計画推進の目標値（改）

指 標	現状値	実績値	目標値	データの出典
	R1年度	R6年度末	R12年度	
○差別を許さない意識	78.3%	86.1%	90.0%	市民意識調査
○人権研修会に参加したことがある人の割合	43.7%	26.7%	55.0%	
○同和問題解決に向け能動的に取組む意識	24.3%	26.5%	35.0%	
○人権侵害を受けた時にどこかに相談した人の割合	34.3%	44.0%	50.0%	